

第 51 回 知的財産管理技能検定
1 級 学科試験
コンテンツ専門業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2025年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

- 1 X社は、コンサート、ミュージカル、演劇等を総合的にプロデュースするコンテンツ企画会社である。X社は、出版社Y社が発行する漫画をミュージカル化することを企画している。また、この漫画は既にキー局のTVアニメーションとして人気であるので、本ミュージカルは当該TVアニメーションを利用することを検討している。X社は、企画を立案したX社の社員甲をプロデューサーとして、本ミュージカルをプロデュース公演する予定である。問1～問3に答えなさい。

問1

ア～エを比較して、本ミュージカルの権利処理に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本ミュージカルの脚本を、フリーの脚本家に執筆してもらうことを検討している。本ミュージカルの内容は漫画及びTVアニメーションとは一部異なる内容になる可能性がある。本ミュージカルはTVアニメーションを利用するので、脚本の執筆にあたり、著作者人格権の処理に関しては、漫画家とTVアニメーションのシナリオライターから同意を得れば足りる。
- イ 本ミュージカルの演出は、フリーの演出家に依頼することを検討している。演出家は本ミュージカルの中心的役割を果たす者であるため、演出家の許諾を得ずに本ミュージカルの初演時期を決定すると、公表権の問題となる。
- ウ 稽古の内容によっては、本ミュージカルの脚本家から了承を得た上で、演出家が脚本を修正して上演台本を完成することが考えられる。上演台本で公演を行う場合、修正前の脚本の脚本家とは別に、上演台本にかかわった演出家からも許諾を得る必要がある。
- エ 本ミュージカルはTVアニメーションを利用することから、本ミュージカルは、TVアニメーションのみを原著物とする二次的著作物である。

問2

甲は、本ミュージカルで使用する音楽に関して、音楽担当ディレクター乙に相談している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「本公演の楽曲Aは、TVアニメーションのために作られた既存楽曲であり、本公演において、レコード会社W社が発売中の音楽CDに収録された楽曲Aの音源を使用しています。本公演が放送や有線放送されることはありません。W社が音楽CDの原盤権を有していますが、著作権法上、W社とどのような権利処理が必要ですか。」
- 乙 「楽曲Aを収録した音楽CDを本公演中に流すことも著作権法上の『演奏又は上演』に該当します。レコード製作者は演奏権及び上演権を有さないためこれらの権利について許諾の問題は生じませんが、二次使用料の請求権が発生します。」
- イ 甲 「本公演の楽曲Bは、JASRACの会員である作曲家に作曲してもらうことを予定しています。楽曲Bの使用料はJASRACの許諾を通して作曲家に支払う方法しかないのでしょうか。」
- 乙 「楽曲制作の依頼者である公演の製作者、主催者に一定範囲の利用を認め、JASRACが例外的に使用料を請求しない制度もあるので、この制度が適用されれば、作曲家に楽曲Bの使用料を支払うことができます。」
- ウ 甲 「本公演の楽曲Cは、JASRACの会員である作曲家に作曲してもらい、さらに編曲家にアレンジしてもらい本公演で使用することを予定しています。アレンジについて、どのように許諾を得ることが必要ですか。」
- 乙 「アレンジについては著作者人格権についても考慮することが必要ですが、JASRACは著作者人格権を管理していないため、著作者である作曲家から直接許諾を得る必要があります。」
- エ 甲 「本公演の二次利用として、音楽CDを発売する予定です。公演中の実演家の歌唱を録音・録画したものを音源に使用します。使用する音源について、ビデオグラム化のための録画の許諾は実演家から既に得ていますが、別途録音の許諾も実演家から得る必要がありますか。」
- 乙 「実演家の歌唱を高性能マイクで録音した音源から制作した音楽CDを発売する場合は実演家の許諾が必要となります。また、本公演を録画した映像の原版から音声を抜き出して音楽CDに収録する場合もワンチャンス主義の例外として、同様に実演家の許諾が必要です。」

問3

甲がX社の法務部の部員丙に相談をしている。ア～エを比較して、丙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「本ミュージカルでは、DVD販売を目的として本公演中の実演を録画することについて、実演家の許諾を得ています。その実演を収録した映像の配信を予定していますが、当該配信について実演家の権利処理は別途必要ですか。」
- 丙 「実演家がDVD販売を目的として録画に許諾した場合、本公演を収録した映像を配信することについて、別途実演家の権利処理は必要ありません。」
- イ 甲 「本ミュージカルでは、漫画やTVアニメーションには登場しないオリジナルのキャラクターを作っており、そのキャラクター用の舞台衣装をデザイナーに最初からデザインしてもらう予定にしています。舞台衣装の一切の権利は、業界でいう『買取り』処理とすれば、デザイナーが自由に類似のデザインを利用することを防げますか。」
- 丙 「前提として、舞台衣装も、美術の著作物に該当する場合があります。そして、業界でいう『買取り』の合意は、常に著作権の譲渡のみを意味するとは限らないので、『買取り』処理としても、必ずしもデザイナーが自由に類似のデザインを利用することを防げるわけではありません。」
- ウ 甲 「本ミュージカルの本番前に、ゲネプロと呼ばれる通し稽古を行う予定です。ゲネプロには、公演会場のキャパシティである200席分の関係者を招待する予定ですが、本番公演と別に著作権者との権利処理は必要ですか。」
- 丙 「特定者を対象に行われるので、著作権法上の『上演権』の対象とならず、権利処理は必要ありません。」
- エ 甲 「本ミュージカルの観客が本公演を無断で録音や録画することを禁止したいのですが、私的に鑑賞する目的といわれてしまえば著作権法上は問題ないということになってしまいます。禁止する方法はありませんか。」
- 丙 「例えば、本ミュージカルのチケット購入時などに、録音・録画を禁止する販売規約等を設け、それに同意を得た上でチケットを購入できるようにすれば、禁止することができますと考えられます。」

- 2 映画会社X社のプロデューサー甲は、出版社Y社から出版された漫画Aを原作とする劇場用映画を開発中である。甲は、開発を進めるに際し、2024年11月1日に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「フリーランス保護法」という。）が施行されたことをふまえ、X社の法務部の部長乙に相談をしている。問4～問6に答えなさい。

問4

甲は、脚本家やスタッフとの契約について、乙に相談をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「プロットの執筆を依頼した脚本家丙は、個人事業主ではあるものの、同居する親族に経理処理や契約関係の仕事を頼んでいます。この場合、フリーランス保護法の適用はありますか。」
- 乙 「丙は、同居の親族を従業員として使用している形になりますので、フリーランス保護法上のフリーランスには該当しません。したがって、フリーランス保護法の適用はありません。」
- イ 甲 「監督を依頼した丁は丁を代表者とする合同会社V社を設立していて、本映画の監督契約は、X社とV社との間で締結します。V社は、いわゆる一人社長の会社で、丁の他に役員はなく、かつ、従業員も使用していません。この場合、フリーランス保護法の適用はありますか。」
- 乙 「V社は、一人社長の合同会社とはいえ、れっきとした法人です。すなわち、会社（X社）と会社（V社）の契約になりますから、フリーランス保護法の適用はありません。」
- ウ 甲 「アシスタント・プロデューサーの業務をフリーランスのスタッフ戊に依頼しようと思います。しかし、依頼する時点では、脚本もできあがっておらず、業務の場所や期間や報酬額等を具体的に定めることができません。それでもなお、フリーランス保護法で求められる発注書を戊に交付しなければなりませんか。」
- 乙 「いいえ。場所や期間や報酬額等を具体的に定めていない発注書を交付しても、全く意味がありませんので、戊に対する発注書は、そういう明示すべき事項がすべて決まった後に交付することで構いません。」
- エ 甲 「フリーランス保護法上のフリーランスである脚本家己に脚本の執筆を依頼する際には、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の適用もあります。この場合、フリーランス保護法の発注書と下請法の発注書の両方を己に交付しなければなりませんか。」
- 乙 「いいえ。両法の発注書で明示すべき事項は概ね同一ですので、例えば、支払期日を元委託者からの支払期日から30日以内に変更するなど、フリーランス保護法特有の取決めがないのであれば、下請法の発注書だけを交付することで足ります。」

問5

甲は、出演者や原作者との契約について、乙に相談をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「投資家としても有名な俳優庚は、現在、芸能事務所W社から独立し、昔からの友人をマネージャーにつけて活動しています。X社が庚に本映画への出演を依頼することについて、フリーランス保護法の適用はありますか。」
- 乙 「庚の現在のマネージャーが庚の使用人ではないのだとすれば、庚が有名な投資家だとしても、フリーランス保護法の適用があります。」
- イ 甲 「俳優の出演料は、わが国の映像コンテンツ業界の慣習として、撮影が終了した後等に決まることが多いです。しかし、俳優庚の出演にフリーランス保護法の適用があるとすれば、その出演料は遅くとも庚の稼働開始前に決めなければなりません。それは無理なので、これまでの業界慣習に従うことで構いませんか。」
- 乙 「民法は、慣習が存在する場合には、その慣習に従う旨を定めています。したがって、『出演料は後で決める』という業界慣習はフリーランス保護法に優先しますから、庚の出演料はこれまで通り撮影終了後に決めることで構いません。」
- ウ 甲 「漫画Aの原作者辛はフリーランスです。出版社Y社から提示された原作使用許諾契約書案の内容を点検すると、Y社はあくまでも辛の代理人であって、その契約の効力については、X社と辛との間に生ずる旨が確認的に定められています。なお、この契約は何らかの役務の提供や情報成果物の作成を求める内容でもありません。この場合、フリーランス保護法の適用はありますか。」
- 乙 「はい。本映画の原作使用許諾契約はX社と辛との間に成立すると考えられますので、辛がフリーランス保護法上のフリーランスに該当するのであれば、X社とY社で契約書を取り交わすのだとしても、フリーランス保護法の適用があります。」
- エ 甲 「原作者辛は、X社が漫画Aを改変して本映画を製作することについて、同一性保持権を行使することができますか。」
- 乙 「はい。辛は、二次的著作物である映画の著作物の著作者に該当し、本映画に関して著作人格権を有します。よって、辛は、X社が漫画Aを改変して本映画を製作することについて、同一性保持権を行使することができます。」

問6

甲は、本映画の製作委員会契約等について、乙に相談をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「本映画の製作委員会については、X社、Y社及び脚本家己の三者で組成することを検討しています。金融商品取引法との関係で、特に問題はありませんね。」
- 乙 「はい。己はフリーランスですが、己を含む三者で製作委員会を組成したとしても、金融商品取引法の例外として認められる要件との関係で問題になることはありません。」
- イ 甲 「外国企業（外国法人）であるU社からも、本映画の製作委員会に参加したいとの申出がありましたが、これはお断りしようと思っています。特に問題はありませんね。」
- 乙 「はい。製作委員会方式は、日本特有の資金調達の方法で、金融商品取引法上、外国企業の参加は認められませんので、それを理由にお断りすればよいでしょう。」
- ウ 甲 「本製作委員会に参加予定の出版社Y社ですが、折からの出版不況のあおりを受けて、財務状況が非常に悪化していると聞きます。万一、Y社から製作委員会契約に定める出資金の支払が滞った場合には、そのことを理由として、製作委員会契約を解除することができますか。」
- 乙 「はい。製作委員会を民法上の組合として組成する場合、改正民法によれば、X社は、Y社が製作委員会契約に基づく出資金の支払をしないことを理由として、製作委員会契約を解除することができます。」
- エ 甲 「本映画の製作費をY社などから適法に調達する方法としては、製作委員会方式の他に、どのような方法が考えられますか。」
- 乙 「金融庁に第二種金融商品取引業の登録をして必要な資金を調達する方法が考えられます。ただし、この登録をするにあたっては、所定の『人的構成』の要件をクリアする必要があります。例えば、金融商品取引業の経験のある方の配置などが必要となります。」

- 3 小売業を営む資本金1億円の株式会社X（以下「X社」という。）は、自社のウェブサイト
で公開する自社商品のテレビCM用動画の制作を資本金3000万円の株式会社Y（以下「Y
社」という。）に委託しようとしている。以下は、X社とY社が協議して合意し、作成した動
画コンテンツ制作業務委託契約書のひな形である。問7～問10に答えなさい。

動画コンテンツ制作業務委託契約

株式会社X（以下「X」という。）と株式会社Y（以下「Y」という。）は、以下のとおり動画コ
ンテンツの制作業務委託に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務の委託）

Xは、Yに対し、別途仕様書において定める内容にて、自社商品テレビCM用動画（以下「本件コ
ンテンツ」という。）の制作（以下「本件業務」という。）を委託し、Yはこれを受託する。

第2条（委託料）

1. Xは、Yに対し、本件業務の対価（以下「業務委託料」という。）として、金●●●円を支払う。
2. （略）

第3条（費用負担）

Yが本件業務を遂行するために必要な費用は、すべてYの負担とする。ただし、Xが負担すること
につき別途XY間で合意したものを除く。

第4条（資料の提供・管理等）（略）

第5条（再委託）

1. Yは、Xの書面による事前の承諾なく、本件業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
2. Yは、再委託先が本契約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託先に対して本契
約上のYの義務と同等の義務を負わせ、再委託先による業務の実施等一切の行為に関して、Yがな
したものととして、Xに対し一切の責任を負う。

第6条（納品）（略）

第7条（検収）（略）

第8条（契約不適合責任）（略）

第9条（権利の帰属）

1. 本件業務を通じて生じた本件コンテンツ（本件業務の過程で生じるものも含む。以下、同じ。）
の著作権等は、Xに帰属する。
2. Yは、本件業務を通じて生じた本件コンテンツをX（Xが指定する第三者を含む。）が利用する
ことについて、著作者人格権を行使しない。
3. 前2項にかかる対価は、第2条第1項に定める業務委託料に含まれる。

第10条（秘密保持）（略）

（次ページに続く）

第11条（損害賠償）

X又はYが故意又は重過失により本契約に違反して相手方に損害を与えた場合は、相手方に対して当該損害を賠償すべき責を負う。ただし、かかる賠償の責は直接かつ通常の範囲に限られるものとし、賠償の額は100万円を限度とする。

第12条（期間内解約）

1. Xは、Yに対して、解約日の60日前までに書面により通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。
2. 前項の定めにより本契約を解約した場合、Xは、解約を理由にYが被った損害について損害賠償の責任を負わない。

第13条（解除）

1. X又はYは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. X又はYは、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。

（1）本契約に関し、相手方による重大な違反があったとき。

（略）

（以下略）

別紙 仕様書 （略）

問7

このひな形について、X社の法務部の部員甲が確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社が仕事の完成義務を負っていない場合、本契約は、請負契約又は成果完成型の準委任契約のいずれかである。
- イ 第5条第1項において、Y社がX社の書面による事前の承諾なく再委託することを禁止している。もっとも、Y社が書面による事前の承諾なく再委託契約を締結したとしても、当該再委託契約は債権的には有効である。
- ウ 第11条但書は、X社に故意又は重過失がある場合であっても損害賠償の額の範囲を限定している。このような条項は、当事者に重過失がある場合に相手方に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する規定が無効であることを定めた消費者契約法第8条第1項第2号又は第4号に違反する。
- エ Y社に一定の解約事由が生じた場合でなければ解約できないので、本契約をX社の都合で解約したい場合、Y社に対する損害賠償義務を免れる方法はない。

問 8

このひな形について、X社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「契約書の第9条第1項は、本件コンテンツの著作権が委託者であるX社に帰属するとしています。もし第9条第1項がなければ、著作権はY社に帰属することになりますか。」
- 乙 「X社、Y社のいずれが著作権法第29条第1項の『映画製作者』に該当するかによって結論が異なります。」
- 甲 「X社が『映画製作者』である場合はどうなりますか。」
- 乙の発言1 「その場合、契約書の第9条第1項がなくても、著作権はX社に帰属します。」
- 甲 「Y社が『映画製作者』である場合はどうなりますか。」
- 乙 「その場合、契約書の第9条第1項がなければ、著作権はY社に帰属します。」
- 甲 「Y社が『映画製作者』である場合、契約書の第9条第1項は、本件コンテンツの著作権をX社に譲渡させるものであるということになりますか。」
- 乙の発言2 「はい、そのように解されます。」
- 甲 「その場合、著作者人格権についてはどのように扱われますか。」
- 乙の発言3 「著作者人格権は、第9条第1項とは別の条項により不行使とされています。」
- 甲 「本件の場合には契約書に第9条第1項の規定があるので、X社、Y社のいずれが『映画製作者』に該当するとしても、X社は本件コンテンツの複製やインターネット配信ができるということになりますか。」
- 乙の発言4 「いいえ、インターネット配信をする権利については、その権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたものと推定されます。したがって、Y社が『映画製作者』である場合、X社は本件コンテンツのインターネット配信はできません。」

- ア 発言1
イ 発言2
ウ 発言3
エ 発言4

問9

このひな形について、X社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、X社は動画制作を行う部署を有しておらず、動画制作について、反復継続して事業を遂行していない。

甲 「本契約に基づく取引に下請代金支払遅延等防止法（下請法）が適用されるかどうか検討したいと思います。まず、この取引は下請法が適用される『情報成果物作成委託』に該当する可能性がありますか。」

乙の発言1 「『事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること』に該当するかどうか問題となります。わが社は社内に動画制作を行う部署を有しておらず、動画制作を反復継続して事業の遂行として行っているとはいえませんので、『事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合』に該当しません。」

甲 「『情報成果物作成委託』に該当するとしても、下請法が定める資本金の要件を満たさなければわが社は『親事業者』に該当せず下請法は適用されません。本取引は資本金の要件を満たしますか。」

乙の発言2 「X社の資本金が1億円、Y社の資本金は3000万円ですので、資本金の要件を満たします。」

甲 「では、『役務提供委託』には該当しませんか。まず、今回わが社が委託する業務の『役務』とはどのようなものをいいますか。」

乙の発言3 「『役務』とは、運送や情報処理などのサービス全般をいいます。」

甲 「『役務提供委託』に該当するかどうかは、受託者側が仕事の完成義務を負うかどうかで結論が異なりますか。」

乙の発言4 「はい。受託者側が仕事の完成義務を負う場合は、『役務提供委託』には該当しません。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

問 10

X社の法務部の部員甲と乙はこのひな形を検討して契約書案を完成させた。ただし、第9条の権利の帰属に関する条項はひな形に修正を加えなかった。X社の担当者がその契約書案をY社に送付したところ、Y社は、本件コンテンツの著作権はX社とY社の共有にしたいと回答してきた。Y社の回答について、甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「本件コンテンツの著作権をX社とY社の共有にした場合、X社が本件コンテンツを利用する上で不利益はありますか。」
- 乙の発言1 「著作権を共有にした場合であってもX社は制限なく本件コンテンツを利用できるため、本件コンテンツの利用上の不利益はありません。」
- 甲 「X社が本件コンテンツを利用することによりX社に何らかの利益が生じた場合はどのようになりますか。」
- 乙の発言2 「著作権の持分の割合に従ってY社に分配する義務が法律上当然に生じます。」
- 甲 「Y社は、X社の同意がなくても、本件コンテンツの著作権の持分を譲渡することができますか。」
- 乙の発言3 「著作権法は、共有に係る著作権の譲渡は他の共有者の同意を得なければできないと定めているので、Y社はそのような譲渡はできません。」
- 甲 「本件コンテンツの著作権をX社とY社の共有にした場合、著作者人格権はどうなりますか。」
- 乙の発言4 「X社とY社の双方に帰属することになります。」

- ア 発言1
イ 発言2
ウ 発言3
エ 発言4

- 4 X社は、映画やテレビドラマのオンデマンド配信事業のほか、書籍の著作権者である著者から出版権の設定を受けた上で当該書籍を利用者（消費者）に対し有料で電子配信する事業（以下、「A事業」という。）を行っている。X社は、近年、競合他社との競争が激化し、A事業の収益性が低下していることを踏まえ、A事業をY社に譲渡することとした。以下は、Y社と締結する予定の事業譲渡契約書案（以下、「本契約書案」という。）である。なお、Y社へのA事業の譲渡は、会社法第467条第1項第2号の「事業の重要な一部の譲渡」に該当する。
- 問11～問14に答えなさい。

事業譲渡契約

株式会社X社（以下、「譲渡人」という。）及び株式会社Y社（以下、「譲受人」という。）は、譲渡人から譲受人への事業の譲渡に関し、以下のとおり事業譲渡契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（事業の譲渡）

譲渡人は、譲受人に対し、譲渡人が営むA事業（以下、「本事業」という。）を譲り渡し、譲受人は、これを譲り受ける（以下、本事業の譲渡を「本事業譲渡」という。）。

第2条（譲渡日）

本事業譲渡は、2026年9月30日又は譲渡人及び譲受人が別途書面で合意した日（以下、「譲渡日」という。）に行う。

第3条（譲渡資産等）

- 1 譲渡人は、本事業譲渡に伴い、譲渡日をもって、譲渡日現在に譲渡人が有する本事業に関する別紙1記載の資産（以下、「本譲渡資産」という。）を譲受人に譲り渡し、譲受人はこれを譲り受けるものとする。本譲渡資産の譲渡は現状有姿によるものとし、譲渡人は、本譲渡資産について、契約不適合責任、債務不履行責任、不法行為責任その他いかなる法的責任も負わないものとする。
- 2 譲受人は、本事業譲渡に伴い、譲渡日をもって、譲渡日現在に譲渡人が有する本事業に関する一切の債務を免責的に引き受ける。
- 3 譲渡人は、本事業譲渡に伴い、譲渡日をもって、譲渡日現在に譲渡人が当事者となっている本事業に関する別紙2記載の契約（以下、「本承継契約」という。）の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に移転し、譲受人はこれを承継するものとする。

第4条（従業員の取扱）（略）

第5条（譲渡価額）（略）

第6条（表明及び保証）

- 1 譲渡人は、譲受人に対し、本契約締結日及び譲渡日において、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
(1) （略）

（次ページに続く）

(2) 譲渡人による本契約の締結及び履行は、譲渡人の事業の目的の範囲内の行為であり、譲渡人は、本契約の締結及び履行について、法令、条例、通達、指針、金融商品取引所その他の自主規制機関の規則及び定款その他の内部規則（以下、「法令等」という。）において必要とされている一切の手続を完了していること。

(3) (以下略)

2 譲受人は、譲渡人に対し、本契約締結日及び譲渡日において、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1)～(3) (略)

第7条（本契約締結日から譲渡日までの遵守事項）

1 (略)

2 譲渡人は、譲渡日までの間に、本事業譲渡を実行するために法令等において必要とされている一切の社内手続を完了しなければならない。

3 (以下略)

第8条（本事業譲渡の前提条件） (略)

第9条（秘密保持）

1 譲渡人及び譲受人は、本事業譲渡の条件その他本契約又は本契約に関して行われた協議及び交渉の存在及び内容並びに本契約に関して相手方から開示された技術上及び営業上の情報（以下、これらを「秘密情報」という。）を秘密に管理するものとし、相手方の事前の承諾を得ない限り、秘密情報の公表及び第三者への開示を行ってはならず、かつ、秘密情報を本契約の目的以外の目的で使用してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の情報のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれず、秘密保持義務の対象とはならない。

(1) 相手方から開示された時点で既に公知となっている情報

(2) 相手方から開示された後、自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に開示された情報

3 譲渡人及び譲受人が、秘密情報を、自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の法令等において秘密保持義務を負う専門家に開示する場合、又は法令等に基づいて開示する場合には、第1項の規定に違反しないものとする。

第10条（損害賠償）

譲渡人及び譲受人は、相手方に対し、本契約において相手方が表明及び保証した事項が事実と反し又は正確でなかったこと（以下、「表明保証違反」という。）並びに相手方の本契約上の義務の不履行により生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該損害の賠償請求が譲渡日から1年を経過する日までの間に行われなかった場合は、この限りでない。

第11条（解除）

譲渡人及び譲受人は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、本契約締結日から譲渡日までの間に限り、本契約を解除することができる。

(1) 表明保証違反があったとき。

(次ページに続く)

(2) 本契約上の義務の不履行があり、相当な期間を定めて是正を催告しても当該期間内に是正しないとき。(以下略)

第12条(譲渡等の禁止)

譲渡人及び譲受人は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第13条(通知)(略)

第14条(費用及び公租公課の負担)(略)

第15条(管轄)(略)

第16条(協議)(略)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2025年 月 日

譲渡人 東京都港区(以下略)
株式会社X社
代表取締役 戊

譲受人 東京都港区(以下略)
株式会社Y社
代表取締役 己

別紙1

本譲渡資産

1. 以下の物品に関する所有権
品目(略)
2. 以下の登録商標に係る商標権
商標目録(略)
3. 本事業のウェブサイトについて譲渡人が保有する一切の著作権
4. 以下の著者(以下、「本件著者」という。)から設定を受けた電子配信に係る出版権
著者一覧(略)
5. V社が著作権を有するソフトウェアBの利用権
6. 本事業に係るサービスの利用者の個人データ
7. (以下略)

別紙 2

本承継契約

1. 本件著者との間で締結した以下の出版権設定契約
契約目録（略）
2. V社との間で締結した2022年4月1日付のソフトウェアBのライセンス契約
3. 本事業に係るサービスの利用者との間の利用規約
4. （以下略）

問 1 1

本契約書案について、X社の法務部の部長甲と部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「本契約書案第7条第2項では、わが社は、譲渡日までに、法令上必要となる社内手続を完了することが求められています。わが社は株式会社ですが、A事業の譲渡にどのような社内手続が必要となりますか。」
- 乙 「事業譲渡の契約については、原則として株主総会の承認が必要となります。具体的には、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成がなければなりません。」
- イ 甲 「A事業の譲渡に伴い、A事業のウェブサイトについてわが社が保有する著作権をすべてY社に譲渡する予定ですが、本契約書案の別紙1の3.の記載で十分でしょうか。」
- 乙 「はい。『一切の著作権』が譲渡されることが明記されていますので、この記載により問題なく、翻案権を含むすべての著作権がY社に譲渡されると解釈されます。」
- ウ 甲 「別紙1の4.に記載したA事業で電子配信している書籍の著者から設定を受けている出版権をY社に譲渡するためには、どのような手続が必要ですか。」
- 乙 「事業譲渡は個別の権利義務を移転する特定承継であり、出版権をY社に譲渡するためには書籍の著作権者である著者から承諾を得る必要があります。」
- エ 甲 「Y社に対して、別紙1の5.に記載するV社から許諾を受けたソフトウェアBの利用権を有効に譲渡した後、V社がソフトウェアBの著作権を第三者に譲渡した場合、Y社は譲り受けた利用権を当該第三者に主張できますか。」
- 乙 「Y社と当該第三者とは対抗関係に立ちますので、Y社が当該第三者に利用権を主張するためには、V社がソフトウェアBの著作権を当該第三者に譲渡する前に、Y社が利用権について登録を受けておく必要があります。」

問 1 2

本契約書案について、Y社の法務部内で検討を行っている。ア～エを比較して、本契約書案に関する理解として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社がA事業の譲受けについて金融商品取引所の規則に基づく適時開示を行うにあたり、譲渡価額や直前事業年度におけるA事業の売上高を記載する場合、X社の承諾を得なくても本契約書案の秘密保持義務に違反しない。
- イ 本契約書案には競業禁止に関する規定がないため、X社はA事業の譲渡後もA事業と同一の事業を自由に行うことができる。
- ウ Y社がその所有権を譲り受ける物品に含まれるサーバー設備が故障しており、正常に動作しない場合、当該故障をX社が認識できない場合であっても、X社に対し契約不適合責任を追究することができる。
- エ 譲渡日から1年を経過した後に、X社の表明及び保証した事項が事実と反していることが判明した場合、Y社は本契約を解除することができる。

問 1 3

Y社では、外部の法律事務所に委託して、A事業に関する法務監査（デューディリジェンス）を実施した。ア～エを比較して、法務監査の報告内容として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社がその商標権を譲り受ける予定である別紙1の2.に記載された登録商標の一部に、X社が日本国内で継続して3年以上使用していないものがある。当該登録商標について、3年以内に韓国での使用実績は認められるが、商標登録の取消しの審判を請求されるリスクがある。
- イ 本契約書案第3条第2項によりY社が引き受けるA事業に関する債務には、W社に対する買掛金債務が含まれている。Y社が当該買掛金債務を有効に引き受けた場合、X社は譲渡日時点でW社に対し弁済期限が到来した業務委託料債権を保有しているため、Y社は当該業務委託料債権をもって当該買掛金債務との相殺を主張することができる。
- ウ X社が出版権の設定を受けた書籍には、電子配信がまだ行われていないものがある。出版契約に別段の定めがなく、その原稿を受け取ってから3カ月以内に電子配信が行われていない場合、複製権等保有者である当該書籍の著者から出版権の消滅請求を受けるリスクがある。
- エ 利用者が、A事業のポータルサイト上でサービスの利用申込を行う前に、申込内容を確認できる画面が設けられていない。利用者が重大な過失により誤ってサービスの利用を申し込んだ場合でも、利用者が申込内容の確認が不要であるとの意思表示をしていない限り、錯誤による取消しを主張されるリスクがある。

問 1 4

本契約書案別紙 2 の 3. の「本事業に係るサービスの利用者との間の利用規約」は、以下の内容となっている。当該利用規約について、Y 社の法務部の部長丙と法務部の部員丁が会話をしている。ア～エを比較して、丁の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、X 社（以下、「当社」といいます。）が利用者に対して提供する書籍の電子配信サービス（以下、「本サービス」といいます。）について、利用者と当社との法律関係を定めるものです。

第 1 条（本規約の適用及び変更）

- 1 利用者は、本規約のすべての条項に同意した上で、本サービスを利用するものとします。
- 2 （略）
- 3 当社は、いつでも、その理由の如何を問わず、本規約を改定することができるものとします。当社が本規約を改定しその内容を公表した場合には、直ちに改定後の本規約が適用されるものとします。
- 4 （略）

第 2 条（本サービスの内容）（略）

第 3 条（本サービスの利用環境について）（略）

第 4 条（本サービスの申込及び退会）（略）

第 5 条（本サービスの利用料金）

- 1 本サービスの利用者は、本サービスの利用料金として、月額 1 2 0 0 円（消費税別）を支払うものとします。
- 2 （略）

第 6 条（本サービスに係る知的財産権）

- 1 本サービスで提供されるコンテンツの著作権その他の知的財産権は、すべて当社又はその著作者に帰属します。
- 2 利用者は、本サービスで提供されるコンテンツを本規約の定めに従い利用するものとし、当社の事前の書面による承諾なく、当該コンテンツの複製、上映、公衆送信（送信可能化を含みます。）、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他これらに類似する行為を行ってはならないものとします。

第 7 条（本サービスの中断又は停止）（略）

第 8 条（禁止行為）（略）

第 9 条（責任の限定）

当社は、当社の定める基準により過失があると認めた場合には、当社の債務不履行により利用者に生じた損害を賠償するものとします。

第 1 0 条（損害賠償）（略）

（次ページに続く）

第11条（権利義務の譲渡）

当社及び利用者は、本規約上の地位又は権利若しくは義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は第三者のために担保権の設定等を行う場合、事前に相手方の書面による承諾を得るものとします。

第12条（本規約の有効性）（略）

第13条（準拠法及び裁判所管轄）（略）

- ア 丙 「わが社は事業譲渡により利用規約上のX社の地位の移転を受けることになりましたが、どのような手続が必要となりますか。」
- 丁 「利用規約上は、事前に書面による利用者の承諾を得なければならないことになっています。契約上の地位の移転について定めた民法の規定では、原則として利用者への事前の通知のみが要件とされており、利用規約の規定は、法令より要件を厳しくしたものと いえます。」
- イ 丙 「わが社は、利用規約上のX社の地位の移転を受けた後、利用料金を値上げしたいと考えております。この場合、利用者と個別に合意する必要がありますか。」
- 丁 「この利用規約が民法上の定型約款に該当する場合、利用規約の定めに従って、利用者と個別に合意しなくても利用規約を変更することができます。このため、利用規約の定めにより、利用規約の利用料金に関する規定を改定してこれを公表することにより、利用者と個別に合意しなくても、直ちに利用料金を値上げすることが可能です。」
- ウ 丙 「私が質問した事項以外に、利用規約で気になる点がありますか。」
- 丁 「利用規約第9条のように、わが社の債務不履行責任の有無をわが社自らが決定できる規定は、消費者契約法により無効となります。」
- エ 丙 「わが社は事業譲渡に伴い、利用規約上のX社の地位に加え、X社における利用目的の範囲内で利用者の個人データも譲り受ける予定です。この場合、各利用者の同意を得る必要がありますか。」
- 丁 「はい。個人情報の保護に関する法律の規定により、X社は第三者であるわが社に対し個人データを提供することになりますので、各利用者の同意を得る必要があります。」

- 5 福岡県福岡市在住のイラストレーター甲は、愛知県名古屋市の営業所を置く出版社X社が、甲が創作したキャラクターAに酷似するキャラクターBを無断で使用した書籍を出版していることを認識した。そこで、甲はX社を被告として、キャラクターBを使用した書籍の出版の差止請求訴訟と、当該出版に基づく200万円の損害賠償請求訴訟を提起することを検討している。問15～問16に答えなさい。

問15

ア～エを比較して、甲がX社に対して訴訟を提起する裁判所に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 名古屋地方裁判所に提起することができる。
- イ 福岡簡易裁判所に提起することはできない。
- ウ 大阪地方裁判所に提起することができる。
- エ 東京地方裁判所に提起することはできない。

問16

甲が提訴したところ、訴訟ではその後、キャラクターBを使用した書籍の出版の差止めと、180万円の損害賠償請求を認める判決が出た。なお、当該判決には仮執行宣言は付されていない。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 当該判決に対し、甲は控訴することはできない。
- イ X社は、判決書の送達を受けた日から2カ月以内に控訴することができる。
- ウ X社は控訴した場合であっても、その後甲との間で和解することができる。
- エ X社が控訴した場合、甲は担保を立てることにより強制執行の申立てをすることができる。

6 問 17～問 41 に答えなさい。

問 17

映画製作会社X社のプロデューサー甲と法務部のマネージャー乙は、映画ファンドの組成について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「映画を作る際に毎回製作委員会を組成して資金調達をするのは大変なので、複数の作品に出資するための映画ファンドを組成して資金調達をしたいと考えています。出資する映画の選択もファンドに任せる以上、出資者には有限責任のみ負ってもらう仕組みにしたいです。」

乙の発言 1 「出資者の責任の範囲を出資額に限定するのであれば、任意組合を組成して資金調達すべきです。」

甲 「株式会社を設立して出資者に株式出資してもらうのはどうですか。」

乙の発言 2 「株式会社の株主は有限責任を負うことになりますが、製作委員会に出資した場合のように、出資に対応して分配された損益を自らの損益と合算することが可能となるパススルー課税のメリットはとれません。」

甲 「有限責任事業組合を使うという方法はありますか。」

乙の発言 3 「有限責任事業組合に出資した場合には、出資者は有限責任になりパススルー課税のメリットも得られます。ただ出資者はその事業自体に自ら関与する人に限定されるので、金融投資家からの出資は得られません。」

甲 「業界関係者だけではなく金融投資家からも広く資金調達をしたいと考えています。」

乙の発言 4 「匿名組合を組成した場合には、匿名組合事業に関係しない金融投資家からの出資も受け入れることができます。ただし、金融商品取引法の規制を受けるので注意が必要です。」

ア 発言 1

イ 発言 2

ウ 発言 3

エ 発言 4

問 18

映画製作会社が、個人事業主である撮影助手や法人である技術会社への報酬の支払に関連して、インボイス制度への対応について検討している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画製作会社が、個人事業主である撮影助手に業務を依頼する際に、その撮影助手が免税事業者であるため適格請求書発行事業者としての登録をしていない場合、映画製作会社は、原則として支払った消費税について仕入税額控除の適用を受けることができないので、負担額が増加する。
- イ すべての法人は適格請求書発行事業者であるため、法人に業務報酬を支払った場合には仕入税額控除の適用を必ず受けることができる。
- ウ 適格請求書発行事業者になった場合には、消費税の課税事業者として消費税の申告が必要になるため、適格請求書発行事業者としての登録を行うか否かは慎重に検討することが必要である。
- エ 預かった消費税よりも支払った消費税の方が多い場合、消費税の申告を行うことにより消費税の還付を受けることができる。

問 19

テレビ番組制作会社であるX社が個人事業主である俳優に出演料を支払おうとしている。支払の際に課される源泉税について、X社の担当プロデューサー甲と管理部のマネージャー乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「俳優に出演料140万円を一度に支払うことになりました。気をつけることはありますか。」
- 乙 「1回で支払う報酬に対する源泉税率は、報酬100万円までは10.21%が適用されますが、報酬が100万円を超えると、100万円を超えた金額に対しては20.42%が適用されます。」
- イ 甲 「俳優に源泉税を控除して出演料を支払うと伝えたところ、確定申告をしているから源泉税を徴収する必要はないといわれましたが、そうなのですか。」
- 乙 「個人事業主が確定申告をしている場合でもわが社は源泉徴収をしなければなりません。ただし、個人事業主は確定申告の際に源泉徴収された税額を納付税額から控除することができますので、二重課税にはなりません。」
- ウ 甲 「地方での撮影の際には弁当の準備ができないので、各自で食事をしてもらうため、俳優に日当を渡すことにしますが、気をつけることはありますか。」
- 乙 「個人事業主である俳優に対して経費を超えた日当を支給した場合には、報酬としての源泉徴収が必要になります。」
- エ 甲 「俳優が法人を設立したので、個人としての契約を終了し、新たに法人との出演契約を締結して法人口座に出演料を振り込んでほしいとのことですが、源泉徴収についてはどうなりますか。」
- 乙 「法人へ出演料を支払う場合でも、個人への支払の場合と同様に源泉徴収を行う必要があります。」

問20

X社の甲は、令和6年3月15日に文化審議会著作権分科会法制度小委員会がとりまとめた「A I と著作権に関する考え方について」を確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権法上、著作者となることができるのは人間のみであり、法的な人格を持たない生成A I が著作者となることはない。したがって、生成A I により生成されたコンテンツが著作物になることはない。
- イ 著作権法上、著作物とされるためには、思想又は感情を創作的に表現したものである必要があるが、生成A I によりコンテンツを生成する場合は、人間が生成A I に何らかの指示を与える必要がある。したがって、生成A I に人間が何らかの指示を与えて生成されたコンテンツは、著作物に該当する。
- ウ 著作権法上、著作物とされるためには、思想又は感情を創作的に表現したものである必要がある。したがって、人間が思想又は感情を創作的に表現するためのいわば道具として生成A I を利用した、つまり、生成A I を利用した人間が思想又は感情を創作的に表現したものと認められれば、生成A I により生成されたコンテンツが著作物に該当し、生成A I 利用者が著作者となると考えられる。
- エ 著作権法上、著作物とされるためには、思想又は感情を創作的に表現したものである必要があるが、生成A I 自体が高度な技術であり、この技術を生み出すためには、人間が創作的な寄与をしている。したがって、生成A I により生成されたコンテンツは、生成A I 利用者の著作物にならない場合でも、生成A I を開発した人間の著作物となる。

問 2 1

映像制作会社の広報業務を担当する事業部の部員甲と、法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「インフルエンサー丙に広報用の動画の作成を依頼しました。芸能人の何気ない発言の声まねが得意だというので、動画の中で芸能人の声まねをしてもらうことにしましたが、声色をまねることは著作権侵害になりますか。」
- 乙 「芸能人の話し方は、それ自体が著作権法上保護される表現なので、声色をまねることは、著作権侵害にあたる可能性が高いです。」
- イ 甲 「インフルエンサー丙にリアル会場での講演を依頼しました。台本を用意せず自由に話してもらうことにし、録画もしないことにしましたが、この講演は著作権法で保護される著作物にあたりますか。」
- 乙 「口頭での講演で、台本もなく録画もしていない場合は、著作物として保護されるために必要となる固定の要件を満たさないで、この講演は著作権法で保護される著作物にあたりません。」
- ウ 甲 「インフルエンサー丙にリアル会場での講演を依頼しました。会場に備え付けのビデオカメラで、舞台全体を最初から最後まで撮影することにした。録画した映像を編集する予定はありませんが、この映像は映画の著作物として保護されますか。」
- 乙 「ビデオカメラは固定されていて、映像を編集していないので、創作性がなく、映画の著作物とは認められない可能性が高いです。」
- エ 甲 「今後、インフルエンサー丙に依頼するのがよいかを検討しやすくするため、インフルエンサー丙の過去の広報動画の平均再生数をまとめたリストを作成しました。作成に1カ月くらいかかりましたが、このリストは著作物として保護されますか。」
- 乙 「それ自体は思想又は感情を創作的に表現したものではなく、事実を表現したものにすぎないとしても、数多くのデータを網羅的に収集して記録している以上は、データベースの著作物として保護されます。」

問 2 2

スマートフォン向けアプリケーション開発会社に勤務する甲は、第三者が著作権を保有する漫画Aに登場するキャラクターのイラストを利用したアプリケーションゲームの開発・制作を企画している。当該企画の検討を進めるにあたり、著作権法上注意すべき事項について確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、ゲーム内での漫画Aの利用について、漫画Aの著作権者の許諾を得ることを予定しているが、現時点では一切の利用につき許諾を得ていないものとする。

- ア 検討の過程で必要と認められる限度において、漫画Aに登場するキャラクターのイラストを当該企画の会議資料や企画書等に掲載することについては、事前に漫画Aの著作権者の許諾を得る必要はなく、相当な額の補償金を支払う必要もない。
- イ 甲は、検討の過程で必要と認められる限度において、漫画Aに登場するキャラクターのイラストを当該企画の会議資料や企画書等に掲載した。しかし、その後、漫画Aではなく別の漫画Bを利用したゲームの開発を行うこととなり、漫画Aに登場するキャラクターのイラストを利用した企画は中止となった。この場合、漫画Aを利用したゲームの開発中止時点で権利制限規定が適用されなくなるため、甲は、直ちに、会議資料や企画書等から漫画Aに登場するキャラクターのイラストを削除しなければならない。
- ウ 甲は、ゲームにおける当該キャラクターの表現を具体的に示すために、ゲームに利用しようとしている漫画Aに登場するキャラクターのイラストを基に新たに自身で3DCG画像を作成し、当該企画の会議資料や企画書等に掲載することとした。この場合、甲は、検討の過程で必要と認められる限度であるか否かにかかわらず、漫画Aの著作権者の許諾を得なければならない。
- エ 当該企画の検討を進める中で、漫画Aの著作権を保有していた人物が既に死亡しており、その相続人の所在が不明であることが判明した。そのため、甲は、著作権法第67条第1項の規定による裁定を受けて当該企画を進めることとした。この場合、甲は、当該裁定を受けるまでは、検討の過程で必要と認められる限度であるか否かにかかわらず、当該企画の会議資料や企画書等に漫画Aに登場するキャラクターのイラストを掲載することはできない。

問 23

漫画文化の普及啓発等を目的とする公益財団法人に勤務する甲は、漫画文化の発展のために、漫画をテーマとした新たな検定試験の実施を企画している。ア～エを比較して、当該検定試験の実施にあたって著作権法上注意すべき事項について述べたものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 漫画の歴史や技法等に関する問題を出題するため、検定の目的上必要と認められる限度において、過去に公表された漫画の一部分を問題用紙に複製することについて、当該漫画の著作権者の許諾を得る必要はない。
- イ 当該検定試験がオンラインで実施されるものである場合、漫画の歴史や技法等に関する問題を出題するという検定の目的上必要と認められる限度において、過去に公表された漫画の一部分を受検者に対して公衆送信することについては、当該漫画の著作権者の許諾を得る必要はない。
- ウ 当該検定試験の受検者から受検料を徴収する場合、漫画の歴史や技法等に関する問題を出題するという検定の目的上必要と認められる限度において、過去に公表された漫画の一部分を問題用紙に複製することについては、当該漫画の著作権者の許諾を得る必要がある。
- エ 漫画の歴史や技法等に関する問題を出題するという検定の目的上必要と認められる限度において、過去に公表された漫画の一部分を問題用紙に複製するにあたって当該漫画の著作権者の許諾を得る必要がない場合であっても、問題作成のために当該漫画の表現に改変を加えることについて、同一性保持権の侵害になる場合がある。

問 2 4

著作権法令と 3 年改正法に伴う放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する措置について、地上波テレビ局 X 社（特定放送事業者等）の法務部の部員が確認している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「放送同時配信等」の対象となる放送番組は、内容を変更しないことや、ダウンロードの防止や抑止をするための措置が講じられていることが必要である。
- イ 「放送同時配信等」には、放送終了後から一定の期間にわたり配信される「見逃し配信」が含まれる。その一定の期間は、原則として、放送が行われた日から 1 週間以内であるが、例えば、1 カ月に 1 回放送される連続ドラマであれば、1 カ月以内まで延長される。
- ウ 著作物の放送同時配信等について著作権者との間の協議が不調に終わった場合、放送事業者は、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料に相当する補償金を著作権者に支払うことで、著作物の放送同時配信等を行うことができる。
- エ 許諾推定規定が創設されたことにより、例えば、X 社の放送番組の出演者が特に断りなく「放送」を許諾した場合には、「放送」に加えて「放送同時配信等」での利用も許諾したものと推定される。この推定規定は、当該改正法より前になされた「放送」の許諾にも適用される。

問25

映画製作会社X社は、小説Aを原作とした実写映画Bを製作することを検討している。小説Aは、SFファンタジーの名作である児童文学作品で、壮大な世界を描いた三部にわたる連作である。また、小説Aの著作者丙は日本人である。X社のプロデューサー甲は、小説Aについて、実写映画化以外の利用方法を考えている。ア～ウを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 実写映画Bのプロモーションとして、ハッシュタグに映画Bの題名や登場人物の名称を用いてSNSに投稿した人に、実写映画Bに因んだ商品をプレゼントすることを検討している。ハッシュタグに小説Aと同じ題名である映画Bの題名を用いることは、丙の著作権侵害に該当する。
- イ 実写映画Bのスピンオフ作品として、同じ世界を舞台とした短編アニメーションを制作することを検討している。登場するキャラクターの肖像や動きは、実写映画Bの俳優に似せたものとするが、当該俳優の声は使用しない予定である。この短編アニメーションを制作し公表する場合、法律上、何ら当該俳優の許諾を得る必要はない。
- ウ 小説Aには挿絵や図版はなく、登場人物の衣装については、色などが簡潔な言葉で表現されているのみである。実写映画化するにあたっては、X社が依頼した衣装デザイナー戊が具体的なデザインを担当する予定である。戊が衣装のデザインをするにあたっては、法律上、丙からの複製又は翻案の許諾は不要である。

問 26

甲と乙は、著作物の利用にあたって、利用者と権利者間の手続の一部又は全部を扱っている事業について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ブライダルビデオに著名な楽曲を録音したいカップルなどが多いことから、音楽著作権とレコード製作者の権利のそれぞれの著作権等管理事業者への利用許諾手続を簡便に行うためのウェブサービスを、ビデオ製作事業者に提供している団体があります。このウェブサービスで手続をして、この団体に使用料を支払うと、この団体名義の正規許諾証明シールが発行されます。」
- 乙 「このような事業は、著作権等管理事業者の事務代行といえますが、自ら許諾の意思表示しているので、著作権等管理事業法の規制の対象となり、登録が必要です。」
- イ 甲 「ある写真エージェントの会社は、利用可能範囲を明記した販売代行契約を著作権者と個別に締結して、写真のポジフィルムや画像データの提供を受け、顧客に対して料金表を定めて写真の著作物の貸与を行っています。」
- 乙 「このような事業は、一任型の著作権等管理事業にあたるので、著作権等管理事業法の規制の対象となり、登録が必要です。」
- ウ 甲 「音楽出版社は、著作権の管理と楽曲の利用開発を行っています。楽曲の利用開発は、レコード会社や放送局などへのプロモート業務ですが、著作権の管理は、作詞家や作曲家から契約ですべての著作権の譲渡を受け、受け取った音楽著作物使用料を作詞家や作曲家に分配する業務です。」
- 乙 「このような事業は、著作権者の自己管理として捉えられるので、著作権等管理事業法の規制の対象外となり、登録は不要です。」
- エ 甲 「劇場用映画の一部利用について、放送局などの利用者からの申請に基づいて、加盟している映画監督の同一性保持権に基づく同意を確認し、利用者に回答するとともに、利用者から料金を受領し、当該映画監督に分配している団体があります。」
- 乙 「同一性保持権も保護の必要性が高いので、このような事業は、著作権等管理事業法の規制の対象となり、登録が必要です。」

問 27

美術工芸品の売買を行うX社は、大手ECサイト（電子商取引サイト）において商品を販売するビジネスを計画している。このビジネスについて、X社の販売担当者甲と法務部の担当者乙は、令和4年4月1日に改訂された「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を確認しながら当該ビジネスに起こり得るトラブルの可能性などについて会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「このECサイト上に商品画像を掲載し、価格を表示して販売する予定ですが、このECサイトでは購入希望者による申込に対して、自動で返信される注文確認メール（注文確認メール）が送信される仕組みになっています。そこで、商品価格についてわが社が設定していた本来の価格よりも安く表示されるという誤表示をしてしまった場合について教えてください。この価格の誤表示を見た購入希望者がわが社に対してインターネット上のシステムを通じて誤表示がされた商品の注文を行った場合、わが社はその後、誤表示に気が付いても必ず当該商品を誤表示価格で引き渡さなければなりませんか。」

乙の発言1 「まず、この売買システムの契約の成立時点を確認しておく必要がありますね。注文確認メールに購入承諾の旨が記載されている場合は、当該メールが送達された時点で売買契約が成立するので、誤表示価格で引渡しをする必要があるでしょう。但し、①購入希望者が、わが社の価格の誤表示（錯誤）を知り、若しくは重大な過失により知らなかったとき、又は②購入希望者も価格の表示について、わが社と同一の錯誤に陥っていたときは、契約の取消し（民法第95条）ができる場合があります。」

甲 「このように注文確認メールが送信される仕組みとなっているシステムにおいて、このような誤表示による意図しない契約を可能な限り防止する対策を教えてください。」

乙の発言2 「このECサイトでの購入希望者による申込に対して、申込の確認が注文確認メールで行われる仕組みを変更できないのであれば、契約の成立時点を別途コントロールする必要がありますね。例えば、当該メール内に購入承諾の意思表示は別途なされることを明記したり、サイト利用規約が、定型約款として契約に有効に組み入れられることが確認されている場合において、サイト利用規約上に、この注文確認メールとは別に『注文承諾』メールが送信され、『注文承諾』メールの送達時点で契約が成立することを明記したりすることにより、契約の成立時点が注文確認メールの送達時点ではなく、その後のわが社の注文承諾意思表示時点となり、内容を担当者がしっかり確認して売買契約を成立させるようにすることが考えられます。」

甲 「有効に契約に組み入れられたサイト利用規約に、この注文確認メールとは別に『注文承諾』メールが送信され、『注文承諾』メールの送達時点で契約が成立することを明記する、とのことですが、この『有効に契約に組み入れられたサイト

利用規約』について教えてください。」

乙の発言 3 「はい。まず今回のビジネスのような電子商取引において、ウェブサイト上に掲載されている利用規約が、定型約款として民法第 5 4 8 条の 2 に基づいて契約の内容となっている必要があります。そして、定型約款であるとするためには、規約が定型取引に用いられるものである必要があります。」

甲 「定型取引とは、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的であるもの、をいいますよね。」

乙の発言 4 「はい。そして、定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、又は定型約款を準備した者（定型約款準備者）が予め定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき、つまり取引の際に容易に閲覧可能なウェブサイト上に定型約款の内容を明示しておけば、定型取引を行うことの合意をした者は、この定型約款の個別の条項についても自動的に合意したものとみなされます。これを一般に『契約に組み入れられる』と表現します。契約者一方の権利を制限し、相手方の利益を一方的に害する条項であっても、契約が成立することで、合意をしたとみなされるので、例えば今回のケースのようなわが社の錯誤による誤表示に基づく契約についても取消し（民法第 9 5 条）を主張できるようになります。」

ア 発言 1

イ 発言 2

ウ 発言 3

エ 発言 4

問 28

小説家甲は、小説Aを創作し、発表した。その後、出版社X社が発行する雑誌に、小説Aの一節がそのまま転載されていることが判明した。そこで甲は、X社に対し著作権侵害を理由として損害賠償請求訴訟を提起することを検討している。ア～エを比較して、当該損害賠償請求訴訟に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 不法行為の要件である過失について、X社は、「X社に過失がなかったこと」について証明責任を負う。
- イ 甲は、「X社が小説Aの一節を複製する行為を行ったこと」について証明責任を負う。
- ウ 甲は、「小説Aの一節が、創作性の要件を具備すること」について証明責任を負う。
- エ X社が著作権法第32条第1項（引用）による著作権の制限を主張する場合、X社は、「当該引用が引用の目的上正当な範囲内で行われたものであること」について証明責任を負う。

問29

テレビ局X社の制作部門に所属するプロデューサー甲は、X社が発意と責任を有する専ら放送を目的とする番組の制作に関して、X社の法務部の乙に相談をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「自社制作番組で起用するフリーランスの監督やディレクターとの契約を検討しています。監督やディレクターのみを番組の著作権者として取り扱い、著作権の取扱いについて何ら合意をしていないときは、当該番組の著作権は誰に帰属しますか。」
- 乙 「著作権の取扱いについて何ら合意をしていない場合には、当該自社制作番組の著作権は、著作権法第29条の規定により、上映権や自動公衆送信権も含めて、すべてその映画製作者としてのX社に法定帰属します。」
- イ 甲 「自社制作番組で起用するフリーランスの助監督や照明スタッフとの直接契約を検討しています。スタッフとの契約は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の対象となりますか。」
- 乙 「スタッフは情報成果物である放送番組の制作に必要な役務を提供する個人事業主ですので、情報成果物作成委託の類型に該当せず、下請法の対象となりません。なお、『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律』いわゆる『フリーランス保護法』の対象となる場合があります。」
- ウ 甲 「X社が配信事業者から受注して制作する配信用ドラマに出演する俳優との契約を検討しています。この配信用ドラマの一次利用は、放送ではなく、配信になりますので、同人との契約書に特段の定めがないときは、ワンチャンス主義が適用され、これをパッケージ販売する場合でも、改めて実演家である俳優から利用許諾を得る必要はないと考えて構いませんか。」
- 乙 「テレビ局であるX社が制作するドラマについては、放送用であろうが、配信用であろうが、法律上、ワンチャンス主義が適用される余地はありません。」

問30

クライアントのために宣伝広告を作成する広告代理店X社の広告制作担当部署の甲が、自身が担当するいくつかの案件に関連して同社の法務部の部員乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ネット上によくあるフリー素材の画像を、制作する予定の広告で使いたいのですが、フリー素材の画像はそれらが掲載されたウェブサイトに記載されている規約等の条件に従って使用すれば、著作権侵害となることはないですよ。」
- 乙 「仮に当該フリー素材の画像が第三者の著作権を侵害しているならば、たとえ規約等の条件に従って使用したとしても、その素材の画像の利用権原の有無についての調査を怠ったような場合は違法となる場合があります。」
- イ 甲 「ネット上でフリー素材の画像とは謳われていないイラストの画像ですが、©マークや『all rights reserved』のような著作権の表示がなされていない画像については著作権の保護が及ばないとして、それらは自由に使ってよいと考えて問題ないですか。」
- 乙 「著作権表示はそれによって著作権者の推定効が及ぶだけで、著作権表示がないからといって著作権が発生しないわけではありません。よって、著作権表示がないからといって自由に使ってよいことにはなりません。」
- ウ 甲 「登録商標を示す®マークを付けていないネット上の商標を使うことは商標権を侵害しませんよね。もともと宣伝広告に使いたいY社の商標があったのですが、Y社のホームページやY社の製品を見ても®マークは付いていなかったの、わが社のクライアントの宣伝広告で使いたいと思います。」
- 乙 「商標権については、商標権者は®マークを付することが法律上要求されているので、®マークが付いていない商標を使用することは商標権侵害とはなりません。」
- エ 甲 「広告のキャッチコピーとして、ある予備校の有名講師がテレビ・コマーシャルでいていた20文字前後のキャッチフレーズを使おうと思っているのですが、このキャッチフレーズを使うことは著作権侵害になりますか。」
- 乙 「一般的に、キャッチコピーのように必然的に字数が短く限られる場合は著作物性が認められないことが多いのですが、それでも創作性が認められる場合には著作物と認められる場合がありますので、著作権侵害となる場合があります。」

問3 1

ゲーム制作会社X社の事業部の部員甲は、法務部の部員乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「人気の漫画Aを題材にゲームを制作しようとしているのですが、ネット上に許諾なくアップロードされた漫画のリンクを集めているサイトBがありました。このようなサイトは、著作権法上、違法となり得ますか。」
- 乙の発言1 「サイトBはリーチサイトですので、著作権法上、侵害とみなす行為とされています。」
- 甲 「サイトBのリンクの1つから漫画Aを無料でダウンロードすることができるので、漫画Aを1巻だけダウンロードしたのですが、そもそも刑事罰が科されるのはサイトの運営者だけですね。」
- 乙の発言2 「ダウンロードした者も、刑事罰が科される場合があります。」
- 甲 「違法なものと知らずに1回だけダウンロードしてしまったのですが、私のように知識不足で知らなかった場合でも刑事罰は科されますか。」
- 乙の発言3 「刑事罰が科されるのは、違法であることを知ってダウンロード等をした者だけなので、違法であることを知らずに行った場合は、刑事罰は科されないでしょう。しかし、刑事罰の対象とならないとしても、著作権の侵害行為となる可能性があります。」
- 甲 「話は変わりますが、漫画Aを題材にしたアニメ映画が現在上映されていて、ゲーム化する際の参考として家で個人で見るため、上映されている映画を映画館でこっそりスマートフォンで録画しようと思っているのですが、これは法律上問題がありますか。」
- 乙の発言4 「映画を盗撮することは、個人が家で鑑賞するためだけであれば法律に抵触しませんが、ゲーム制作会社で利用するとなると個人の利用の域を超えますので、違法となります。」

- ア 発言1
イ 発言2
ウ 発言3
エ 発言4

問32

福祉関連サービス事業を行うX社は、X社のホームページで使用しているイラストや写真の著作物の利用がY社の著作権を侵害しているとY社から警告を受け、X社の事業部の甲と法務部の乙が対応について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「Y社から、イラストや写真の入手経路を調査して回答するよう求められています
が、そのようなことをする必要はありますか。」
- 乙の発言1 「著作権侵害が成立するためには依拠性や利用許諾の有無などが関係するため、わ
が社のホームページで利用しているイラストや写真について、誰がどのような経
緯で利用することになったのか調査する必要があります。」
- 甲 「既に確認したところでは、既に退職したホームページ制作担当の元社員丙が、イ
ンターネット上で画像検索を行い、気に入ったイラストや写真を適切なサイズに
加工して、わが社のホームページで利用していたようです。」
- 乙の発言2 「依拠性があり、著作権侵害が成立しそうです。Y社への回答前に他にも著作権侵
害の可能性がある著作物の利用がないか、丙へヒアリングや調査を行いましょ
う。」
- 甲 「既に退職した社員が勝手に行ったことであり、わが社には責任がないと思いま
すし、丙へヒアリングや調査を行うのは難しいです。丙とY社とで交渉をしてほ
しいと思いますが、可能ですか。」
- 乙の発言3 「既に退職した社員が勝手に行ったことであっても、使用者としてのわが社にも責
任が生じ得ます。また、既に退職した社員に交渉を任せてしまうより、わが社が
直接交渉した方が、わが社にとって納得のいく解決となる可能性も高まります。」
- 甲 「Y社は、今回のイラストや写真について使用料規程を定めています。その使用料
規程によると、Y社が著作権を保有又は管理しているイラストや写真をY社の許
諾なく利用した場合は、利用許諾を得て利用する場合の2～5倍の使用料を支払
わなければなりません。当該使用料を支払う必要はありますか。」
- 乙の発言4 「わが社は、Y社の使用料規程に同意の上、Y社が著作権を保有又は管理している
イラストや写真を利用したわけではありません。したがって、わが社とY社は契
約関係になく、Y社の使用料規程に定められた使用料の計算方法等がわが社の支
払額に影響することはありません。」

- ア 発言1
イ 発言2
ウ 発言3
エ 発言4

問 3 3

イラストレーター甲は、自らが創作したキャラクターAの漫画やイラスト作品を雑誌Bで発表し、高い人気を得ている。そこで雑誌Bの出版社は、これまでに雑誌Bに掲載した甲の作品を選択し、甲の作品集として出版することを企画している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア キャラクターAが、一定の名称、容貌、役割等の特徴を有するものとして雑誌B等において反復して描かれている場合でも、具体的なイラストや漫画を離れ、キャラクターAをもって著作物ということはできない。
- イ 当該作品集が甲の作品のみを掲載するものであるとき、編集著作物としての作品集の著者が出版社自身となることはない。
- ウ 別のイラストレーター乙が、キャラクターAを乙自身の作風でデフォルメして描いたイラストC及び乙のコメントを当該作品集に掲載する場合、乙の作風やデフォルメの程度によらず、イラストCは、甲のイラストの二次的著作物となる。
- エ 甲の許諾を得ない第三者が、キャラクターAをモチーフにしたキャラクターDのイラストを印刷したキャラクター商品を販売して一部の需要者に出所の混同を生じさせている場合、キャラクターDのイラストがキャラクターAのイラストの複製又は翻案のいずれでもなく著作権侵害に該当しなければ、不正競争防止法上の不正競争行為に該当することはない。

問34

楽曲Aは、甲及び乙が共同で作曲し、丙が作詞した楽曲である。この度、少なくとも2020年12月から2024年12月末までの約4年間、X社が経営する東京都内のバー（以下「本件店舗」という。）において、著作物使用料の支払なく、甲、乙及び丙に無断で、X社のスタッフによる、本件店舗に設置のピアノを用いた楽曲Aの弾き歌いが披露されていたことが判明した。ただし、楽曲Aに係る著作権が第三者に譲渡されたことはない。ア～エを比較して、相談を受けた友人の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

ア 甲から相談を受けた友人

「楽曲Aは甲と乙の共同著作物ですので、乙の同意なく単独で、著作権侵害に基づく差止めを求める訴えを提起することはできませんが、損害賠償を求める訴えを提起することは可能です。」

イ 乙から相談を受けた友人

「X社が今後も本件店舗において楽曲Aの利用を行うおそれがあるようでしたら、X社に対して、演奏行為の禁止を求めることは可能ですが、本件店舗からピアノを撤去するよう求めることはできません。」

ウ 丙から相談を受けた友人

「X社に対して、少なくとも約4年にわたって楽曲Aを利用してきたことについて、損害の賠償を求めて警告書を送ることができます。警告書を送らない場合でも、損害を賠償することを命じる判決を求めて訴訟を提起することが可能です。」

エ 甲及び乙から相談を受けた友人

「楽曲Aは結合著作物ですので、それぞれ独立して扱われますが、X社に対し、著作権侵害に基づく差止めを求める訴えを提起するにあたり、事前にX社との間で管轄の合意を行う場合には、丙の合意も必要となります。」

問35

W社は、SNSを提供するプラットフォーム事業者である。W社が提供しているサービス（以下「本サービス」という）は、日本において利用者の多いSNSの1つとなっている。W社は、本サービスの利用規約を公表し、第三者の著作権等の権利を侵害する投稿を禁止し、権利を侵害すると判断した投稿を削除できる旨を定めている。また、W社は、これに関連してガイドラインを公表し、権利を侵害する投稿の通報にあたっては、通報窓口に対し、「権利侵害通報フォーム」を送信する方法のみによることを定めている。ア～ウを比較して、W社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 物理的な侵害行為を行っておらず侵害行為に必要な装置やサービスを提供しているにすぎない者に対して著作権者が差止めを請求できるか否かという点については、著作権法には明文の規定はないが、本サービス上で著作権を侵害する投稿がなされた場合には、わが社が責任を負う場合がある。
- イ 本サービス上では、日々大量の投稿がなされているので、第三者の著作権を侵害する内容を含む投稿が含まれている可能性もあるが、わが社には、各投稿が権利を侵害するか否かを常時確認する義務はない。わが社が第三者の著作権を侵害する投稿の存在を知らなければ、著作権を侵害する投稿について損害賠償責任を負わない場合がある。
- ウ 通報者は、わが社が定めるガイドラインに拘束され、「権利侵害通報フォーム」の送信によって権利侵害を通報しなければならない。よって、わが社が当該フォームに基づく通報以外の方法で著作権侵害を確認した場合、わが社が責任を負うことはない。

問36

インターネット上のサイトでイラストの画像データの販売事業を行うX社の事業部の部員甲と法務部の部員乙が、不特定多数のサイト利用者に画一的に適用されるX社の画像データ利用規約について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「この利用規約は民法が定める定型約款に該当するので、この利用規約を画像データ販売サイトに掲示しておけば、他に特段の合意等をしなくても、サイト利用者にはこの利用規約の個別の条項が適用されますよね。」
- 乙 「いいえ。この利用規約が定型約款に該当するとしても、この利用規約を利用者との契約内容とするためには、この利用規約を契約の内容とする旨の合意をするか、又は、予めこの利用規約を契約の内容とする旨を相手方である利用者に表示していなければなりません。」
- イ 甲 「利用者との間でこの利用規約を契約の内容とするという合意をした場合には、どのような利用規約の条項も有効になりますか。」
- 乙 「いいえ。たとえこの利用規約を契約の内容とする旨の合意をした場合でも、信義誠実の原則に反して利用者の利益を一方的に害する条項については、合意をしなかったものとみなされる場合があります。」
- ウ 甲 「この利用規約に基づく契約を有効に成立させるためには、当然、契約を締結する前にこの利用規約を利用者に示していなければなりませんよね。」
- 乙 「いいえ。事前にこの利用規約を示さなくても、利用者から請求があった場合に遅滞なくこの利用規約の内容を示せば、契約は有効です。」
- エ 甲 「将来、この利用規約を変更したときは、既に契約締結済みの利用者との間の契約も新たな利用規約に基づく契約に変更されるのですか。」
- 乙 「はい。この利用規約には、将来利用規約が変更された場合には変更された利用規約に従う旨の条項が定められているので、著しく利用者の利益を害する変更でない限り、利用者との契約は新たな利用規約に基づく契約に変更されます。」

問37

X社の法務部の部員甲と乙は、X社との著作権ライセンス契約に基づく使用料を長期滞納しているY社の滞納使用料に関する消滅時効の問題について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「Y社が滞納している使用料の消滅時効期間は何年と考えればよいですか。」
- 乙の発言1 「企業間の取引による債権などの商事債権の消滅時効について商法は5年と定めているので、わが社が権利を行使することができることを知っていたかどうかにかかわらず、支払期日から5年で時効になります。」
- 甲 「裁判所に訴訟や仮差押えを申し立てる等の方法以外に、滞納使用料の時効の完成を防ぐための方法としては、どのようなものがありますか。」
- 乙の発言2 「催告という方法があります。具体的な方法としては、内容証明郵便等でY社に滞納使用料の請求をすれば、その時から6カ月は時効が完成しないので、以後6カ月毎に内容証明郵便等で督促を続けている限り時効は完成しません。」
- 甲 「催告の他にも滞納使用料の時効完成を防ぐ方法はありませんか。」
- 乙の発言3 「X社がY社から滞納使用料の一部として支払いを受けたり、遅延損害金の支払いを受けたりした場合には、債務の承認として時効の更新が認められる場合があります。」
- 甲 「契約の締結時に、Y社はこの契約に基づく使用料について消滅時効の主張をしないという約束をしてもらっておけばよかったのですか。」
- 乙の発言4 「そうですね。Y社は消滅時効の主張をしない旨を契約書に明確に規定しておけば、消滅時効の心配をする必要はありませんでしたね。」

- ア 発言1
イ 発言2
ウ 発言3
エ 発言4

問38

X社の代表取締役の甲は、X社がリース会社Y社からソフトウェアのリース（リース期間5年、リース料月額10万円）を受けるにあたり、X社の連帯保証人となることを求められている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 一般に契約は口頭の約束によっても成立するが、保証契約については、書面又は電磁的記録によつてしなければ効力を生じない。
- イ 甲がX社の連帯保証人となり、甲がY社から債務の履行を請求された場合には、甲は、まず主債務者であるX社に催告するよう請求することができる。
- ウ 甲がX社の連帯保証人となり、甲がY社から債務の履行を請求された場合には、甲は、X社がY社に対して有する反対債権の相殺によつて主債務者が債務を免れる限度において債務の履行を拒むことができる。
- エ 甲とY社との間の連帯保証契約は、甲が責任を負う上限額が契約書等に定められていなければ効力を生じない。

問39

ア～エを比較して、文書の成立の真正（当該文書の作成者であると挙証者が主張する者の意思に基づいてその文書が作成されたことをいう）に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約書に作成者又は代理人の押印又は署名があれば、その契約書が真正に成立したものと推定される。
- イ 実印であっても認印であっても、契約書上の押印が作成者本人の印鑑であることが証明できれば、本人の意思で押印したものと事実上推定され、文書自体が本人の意思に基づいて作成されたものと推定される。
- ウ 電子署名を利用すれば、作成者による押印と同様に、電子文書の真正な成立が認められる場合がある。
- エ 一方の当事者が、文書の成立が真正であることを知りながら、真実に反して文書の成立の真正を争ったとしても、文書の成立の真正の認定は裁判所が行うものであるため、罰則の適用を受けることはない。

問40

映像制作会社のプロデューサー甲と法務部の乙が、著作権を侵害するウェブサイトのリンク情報をまとめた、いわゆる「リーチサイト」に関する基本的な確認と対策について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「違法ウェブサイトへのリンクが設置されているリーチサイトの運営が著作権侵害になるケースを教えてください。」
- 乙 「リーチサイトの運営は、他人による著作権を侵害するコンテンツの利用を容易にする行為として、現実に関先が違法ウェブサイトであることを知って行っている場合のみ、著作権侵害とみなされます。」
- イ 甲 「リーチサイトの運営が著作権侵害とみなされる場合、運営者に対してはどのような請求が可能ですか。」
- 乙 「損害賠償の請求が可能です、実際に著作権を侵害しているのはリンク先の違法ウェブサイトですので、リーチサイトに対する差止請求は認められていません。」
- ウ 甲 「リーチサイトの運営者に対して刑事罰の適用はあるのでしょうか。」
- 乙 「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科です。ただし、著作権者からの刑事告訴がなければ起訴されることはありません。」
- エ 甲 「リンク先に違法アップロードされているのが映像ではなく、イラストや写真だった場合でも、リーチサイト規制の対象になりますか。」
- 乙 「リーチサイト規制の対象となるのは、現在は、違法にアップロードされたコンテンツが映像の場合だけです。」

問41

ア～エを比較して、日本における海賊版・模倣品対策に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 映像の著作権者から利用許諾の方法でライセンスを受けた配信事業者（ライセンシー）は、違法配信を行っている者に対し、ライセンシーとしての独自の立場からは、違法配信の差止めを請求することができない。
- イ 日本に拠点を持たない海外の事業者が、第三者を利用して日本国内に模倣品を持ち込ませても、意匠法上の「輸入」にはあたらない。
- ウ 商標登録されていない他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を販売した場合、商標権侵害にはならないが、不正競争防止法違反にはなり得る。
- エ 著作権者は、著作権を侵害する者に対し、損害賠償の請求を行うことができるが、著作権者が侵害者の故意又は過失について立証しなければならない。

7 問42～問43に答えなさい。

問42

ア～エを比較して、米国著作権法における職務著作物（work made for hire）に関して、最も適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 職務著作物には、被用者がその職務の範囲内で作成する著作物のほか、映画などの一定のものに使用するために、特に注文又は委託を受けた著作物も含まれ得るが、後者は米国著作権法において明示的に認められているものではなく、判例法上の考えにより認められているものである。
- イ 被用者がその職務の範囲内で作成する著作物が職務著作物に該当するためには、被用者が署名した文書によって職務著作物として扱うことに明示的に同意することが必要である。
- ウ 職務著作物の場合、被用者・受託者がその著作権を原始的に取得するが、米国著作権法の定めにより、使用者・委託者にその著作権が自動的に譲渡される。
- エ 職務著作物の場合、使用者・委託者が個人であっても、その著作権の存続期間は、使用者・委託者の死後70年ではなく、最初の発行後95年又は創作後125年のうちいずれか先に到来する時点までである。

問43

ア～エを比較して、米国著作権法における共同著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 共同著作物とされるためには、著作物の完成時に共同創作の意思があればよい。
- イ 著作権の共有者は、それぞれ自由に著作物を使用することができるが、使用から得た収益を他の共有者に分配しなければならない。
- ウ 著作権の共有者は、それぞれ自由に非独占的な使用許諾を第三者に付与することができるが、許諾から得た収益を他の共有者に分配しなければならない。
- エ 各人の寄与を分離して使用できる著作物であっても、共同著作物となり得る。

8 問44～問45に答えなさい。

問44

日本のX社は、日本で製作した映画を中国で配信及びDVDを販売することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 映画のDVDを中国に輸出する際に、行政機関で内容審査を受ける必要はない。
- イ 映画のDVDが中国で発売された後、DVDレンタル業者Y社が当該DVDを中国で貸与する場合は、権利者であるX社の許諾を得る必要がある。
- ウ 著作権侵害物品は、中国から他国への輸出時には税関で差押えが可能であるが、中国への輸入時には差押えができない。
- エ 中国で海賊版が流通した場合、侵害者に対し民事的責任・刑事的責任を追及することはできるが、著作権を管轄する行政機関に対し救済を求めることは一切できない。

問45

日本のIT企業Y社は、自社で開発したソフトウェアを中国に輸出することを計画している。Y社の役員甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 甲 「日本で開発したソフトウェアを中国に輸出する際に、中国の輸出入規制に留意する必要がありますか。」
乙 「中国への技術輸入に関して適用される規制の『技術』にはソフトウェアは含まれないため、輸出入規制に留意する必要は一切ありません。」
- イ 甲 「中国でソフトウェアが複製・解析されることを防止するために、コピーガードの措置をとることはできますか。」
乙 「中国ではコピーガードは技術発展を阻害するとの理由で認められていないため、コピーガードの破壊などが著作権侵害になることはありません。」
- ウ 甲 「中国での権利行使をスムーズにするために、ソフトウェア自体の著作権登録をすることはできますか。」
乙 「ソフトウェア自体の著作権登録は可能ですが、ソフトウェアの譲渡や独占的ライセンスの登録はすることができません。」
- エ 甲 「中国では著作権侵害に対する損害賠償額はどのように算定されますか。」
乙 「中国では、侵害行為により権利者が受けた実際の損害又は侵害者の不法所得に応じて賠償額を算定し、これらの算定が困難な場合には、侵害された権利のライセンス料が参考とされます。また、これらの算定が困難な場合の法定賠償も規定されています。」

【1級学科】

番号 正解

問1 ウ
問2 ア
問3 ウ
問4 エ
問5 ア
問6 エ
問7 イ
問8 エ
問9 エ
問10 ウ
問11 ウ
問12 ア
問13 ウ
問14 ウ
問15 エ
問16 ウ
問17 ア
問18 イ
問19 エ
問20 ウ
問21 ウ
問22 ア
問23 ウ
問24 エ
問25 ウ
問26 ウ
問27 エ
問28 ア
問29 イ
問30 ウ
問31 エ
問32 エ
問33 ア
問34 ウ
問35 ウ
問36 エ
問37 ウ
問38 イ
問39 エ
問40 ウ
問41 イ
問42 エ
問43 ア
問44 イ
問45 エ